

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第23回

「確定拠出年金」を活用して個人の節税と将来の備えを!

「確定拠出年金」という言葉を聞いたことありますか? 年金といえは、まず公的年金が頭に浮かぶ方も多いと思いますが、確定拠出年金と呼ばれる私的年金が存在します。現在の日本の年金制度は三つの年金から構成されているため、「3階建て」と呼ばれています。

1階部分は20歳以上の国民が加入する国民年金です。これは、加入期間の長さによってもらえる金額が決まる仕組みです。2階部分は民間のサラリーマン・公務員等が加入する厚生年金です。厚生年金保険は強制加入のため、選択の自由はありません。自営業者・フリーランスの場合は国民年金基金があり、この加

入は任意です。一般的には1階と2階で年金制度は成り立っています。3階部分は従業員を対象として企業が独自に運営する企業年金制度です。今回紹介するのはこれらの年金制度に加え、3階部分に当たる個人として積立を行う確定拠出年金の活用です。

年金の受給額について

現行の年金制度について気になる受給額ですが、厚生労働省発表の「平成29年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例」を参考に記載すると、自営業者で40年間国民年金に加入した人の月額年金受給額は約6.5万円。夫が会社員で妻

は専業主婦の平均的な収入の夫婦の月額年金受給額は約22.2万円と記載されています。

この金額が多いか少ないかは各人の状況によると思いますが、一般的な老後資金について、メディアで2千万円問題などと取り上げられる機会も増えてきました。満額の公的年金を受け取れるのは、原則65歳から。しかし、60歳で定年退職する場合は、いつから年金が必要となるのか個人差があります。ここが特に心配な部分だと思われ

ますが、早めに年金が必要の方は、繰り上げ請求を行うことで、60歳から年金を受け取れることも可能です。ただし、支給開始年齢に応じての年

金額は減額されます。

確定拠出年金とは

従来からある年金は、企業などが支払った掛金を金融機関(生命保険会社・信託銀行等)が運用しますが、掛金払込・受給の状況、金融機関の運用成果に左右される部分があります。将来受け取れる年金の額がある程度約束されているため「確定給付年金」といいます。一方、確定拠出年金は、企業や加入者から拠出された掛金を加入者自身が管理・運用を行います。そのため運用実績に応じて増減します。したがって「確定拠出年金」という名称となっています。

確定拠出年金は「建物」での例えの3階部分に当

たり、企業が導入する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金」の2種類があります。個人型確定拠出年金は、「iD eCo(イデオ)」の愛称で呼ばれています。

企業型確定拠出年金の四つのメリット

今回、企業経営者の方にお勧めするのは「企業型確定拠出年金」です。掛金は、会社が負担する方が、加入者である役員、従業員が従来給付として受け取っていた部分から負担する方法があります。メリットその1、積み立てる掛金が「非課税」

会社で負担して拠出された掛金は、個人の所得とみなされません。加入者が掛金を負担する場合は給与から天引きして拠出します。この掛金は給与として扱われないので、所得税・住民税の対象になりません。通常の可処分所得(いわゆる「手取り」)から、銀行預金や投資信託などで積み立てた場合は、課

税後の所得から積み立てるため、所得税・住民税の対象になってしまいま

す。したがって、税優遇のある確定拠出年金での積立の方が、より効率よく積み立てられることになり

ます。

メリットその2、運用益に対して「非課税」

運用益が出た場合、通常は運用益に対して20%

(所得税15%、住民税5%)課税されます。しかし、確定拠出年金では、この運用益に課税がされ

ません。つまり、一般の投資であれば税金として負担すべき金額をそのま

ま次の運用に生かせることになり、大きな複利効果を期待でき効率的な運用を実現できることになり

ます。

メリットその3、社会保

険料の削減効果がある

社会保険料は給与額に

対する料率で決定されて

います。従来から確定拠出年金により掛金を払い込むことを選択すると、その掛金分が社員

の給与額から控除され給与額が下がるため、その分社会保険料の等級が下

がる場合があります。結果として、従業員および事業主の社会保険料負担

が減額されることになり

ます。ただし、将来受け取る公的年金の受給額や雇用保険の失業給付などが減ることに注意が必要です。

メリットその4、受け取る時の税金軽減効果

一括で受け取る場合は退職所得扱いになります。退職所得は、1(収入金額-退職所得控除

額)×1/2が課税対象になり税金軽減となります。また、分割で受け取る場合は雑所得となり、「収入金額-公的年金等控除額」が課税対象

のため税金軽減となります。ただし、60歳まで受け取ることができま

せん。また運用に際して、制度の事務負担が発生する点や、会社が投資に関する基礎的な教育を継続的に実施することが義務とされている点等も留意ください。

企業型確定拠出年金は、役員・社員にとって

メリットの多い制度なので、導入を検討されることをお勧めします。



蛭田昭史(税理士)

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数500社超で税務調査省略率100%! 従業員数23名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11(コロナ後を見据えて経営改善計画の作成も支援しています) 03-3400-3277
ぜひホームページをご覧ください
https://www.hiruta-kaikei.com/